

又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところによりこの項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過するまでの間(以下同じ)により預託等取引契約の解除を行なうことができる。

3 前項の規定による預託等取引契約の解除は、当該預託等取引契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による預託等取引契約の解除があつた場合においては、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

5 第一項の規定による預託等取引契約の解除があつた場合において、当該預託等取引契約に係る物品の返還に要する費用又は特定権利の管理の終了に伴う事務の処理に要する費用は、預託等取引業者の負担とする。

6 前各項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

(預託等取引契約の解除及び損害賠償等の額の制限)

第八条 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後(預託者が、預託等取引業者等が前条第一項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに同項の規定による預託等取引契約の解除を行なかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところにより同項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過した後)は、将来に向かつて預託等取引契約の解除を行うことができる。

7 預託等取引業者は、前項の規定により預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の

予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額に対する法定利率により算出した額に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第三条第二項の書面に記載された物品又は特定権利の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該物品又は特定権利の価額と推定する。

3 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第三章 販売を伴う預託等取引の禁止等

第一節 勘誘等の禁止等

(勘誘等の禁止)

第九条 預託等取引業者等は、預託等取引業者又は密接関係者(預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売を行ふ者の他の預託等取引業者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。)が販売しようとする物品又は特定権利に係る売買契約(当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とする売買契約に限る。以下同じ。)の締結及び当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新については、当該物品又は特定権利の種類ごとに、当該預託等取引業者としては密接関係者が当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引業者が当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新することにより、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことにつき、あらかじめ、内閣総理大臣の確認を受けなければ、その勘誘等(勘誘又は広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をいう。以下同じ。)をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新に係る勘誘等についても、同様とする。

2 前項の確認は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「確認の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、確認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、確認の更新がされたときは、その確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の有効期間がされたと

5 効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の確認又はその更新に際し、顧客の財産上の利益の侵害を防止するため必要な条件を付することができます。この場合において、その条件は、当該確認又はその更新を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(確認の申請)

第十条 預託等取引業者は、前条第一項の確認(同条第二項の確認の更新を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 本店・支店その他の事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名及び住所

四 確認の対象となる勧誘等に係る物品又は特定権利の種類

五 次条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

六 その他内閣府令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるもの)を含む。)

二 貸借対照表

三 損益計算書

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録に係る記録媒体を添付することができる。

(確認の審査)

第十一条 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認の申請があつた場合においては、次に掲げる事項を審査し、当該事項がいずれも適正であると認めるときでなければ、同項の確認をしてはならない。

一 申請者(当該申請に係る勧誘等を行う預託等取引業者をいう。以下この項において同じ。)又は密接関係者が結婚しようとする売買契約(第九条第一項後段の確認の申請があ

二 申請者が締結し、又は更新しようとするそ
れぞれの預託等取引契約において物品の預託
を受けた期間又は特定権利を管理する期間並
びに当該それぞれの預託等取引契約によつて
顧客に供与される財産上の利益の金額（供与
される財産上の利益が金錢以外の場合におい
ては、当該財産の価額）及び内容

三 申請者が第九条第一項の確認の有効期間内
に締結し、又は更新しようとする全ての預託
等取引契約によつて顧客に供与する財産上の
利益の総額の見込額

四 第二号の預託等取引契約に基づいて預託を
受ける物品又は管理する特定権利の管理体制
に関する事項として内閣府令で定める事項

五 申請者が第一号の預託等取引契約に基づい
て、預託を受ける物品若しくは管理する特定
権利の返還又はこれらに代わる金錢の給付、
当該物品又は特定権利の買取り及び顧客に供
与する財産上の利益の支払に係る債務を履行
するための経済的基礎

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定
める事項

（変更の確認等）

第二十二条 第九条第一項の確認を受けた預託等取
引業者は、第十条第一項第一号から第五号まで
の事項を変更しようとするときは、内閣総理大
臣の変更の確認を受けなければならない。ただし、内
閣府令で定める軽微な変更については、たゞ
この限りでない。

前項の変更の確認の申請をしようとする預託
等取引業者は、変更に係る事項を記載した申請
書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
第十条第二項及び第三項並びに前条の規定
は、第一項の変更の確認について準用する。こ
の場合において、同条第一項中「次に掲げる事
項」とあるのは、「次に掲げる事項（変更しよ
うとする事項については、その変更後のもの）」
と読み替えるものとする。

前項において準用する第十条第二項各号に掲
げた書類については、既に内閣総理大臣に提出
されている当該書類の内容に変更がないとき
は、その添付を省略することができる。

5 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(確認の取消し)
第十三条 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認(前条第一項の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条第一項の確認を受けたことが判明したとき。
二 第九条第五項の規定により同条第一項の確認に付された条件に違反したとき。

三 第十一条第一項第五号の経済的基礎を欠いたことによって顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれがあると認められるとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

第二節 契約の締結等の禁止等

(契約の締結等の禁止)

第十四条 預託等取引業者は、第九条第一項の確認及び次項の確認を受けていない種類の物品又は特定権利については、自ら売主となる売買契約の締結及び自己又は密接関係者が販売しようとする当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新をしてはならない。

2 預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新についても、同様とする。

第十五条 第十条の規定は、前条第二項の確認について準用する。この場合において、第十条第一項第四号中「勧誘等」とあるのは「売買契約又は預託等取引契約」と、同項第五号中「第四号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

(確認の申請に係る規定の準用)
第十六条 内閣総理大臣は、第十四条第二項の確認をした売買契約又は預託等取引契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十四条第二項の確認を受けたことが判明したとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に対する違反があったとき。

三 第十三条の規定により第九条第一項の確認が取り消された場合において、当該確認に係る売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新について第十四条第二項の確認を受けたときは、同項の確認は取り消されたものとみなす。

第三節 販売を伴う預託等取引に関する解除等の特則

第十七条 預託者が第七条第一項の規定により預託等取引契約の解除を行った場合には、現に効力を持つ当該預託等取引契約の対象とする物

品又は特定権利に係る売買契約(第十四条第二項の確認を受けたもののうち、同項の確認を受けた日以後に締結されたものに限る。以下この

二 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引契約を

不正に侵害するものでないこと。
三 第九条第一項の確認及び前項の確認を受けたときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

4 内閣総理大臣は、第二項の確認をしようとするときは、その効力を生じない。

5 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

6 内閣総理大臣は、第二項の確認をしようとするときは、その効力を生じない。

7 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

8 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

9 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

10 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

11 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて締結した売買契約又はこれらの確認を受けたときは、その効力を生じない。

条において同じ。)は、当該預託者が当該解除を行った時に解除されたものとみなす。ただし、当該預託者が反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、預託等取引業者又は密接関係者は、当該売買契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

3 第一条本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、預託等取引業者又は密接関係者の負担とする。

4 預託等取引業者は、第一項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該売買契約に基づき引渡された物品が使用され又は移転された特定権利が行使されたときにおいても、預託者に對し、当該物品の使用により得られた利益又は当該特定権利の行使により得られた利益に相当する金銭その他の金銭の支払を請求することができない。

5 前項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第六章 違反に対する措置等

第十八条 内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、預託等取引業者等若しくは密接関係者に対し、その預託等取引に関する業務若しくは預託等取引の対象とする物品若しくは特定権利の販売に関する業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該預託等取引業者等若しくは密接関係者の事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 預託等取引の停止等

第十九条 内閣総理大臣は、預託等取引業者が次に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続き

するおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が

第四条若しくは第五条の規定に違反する行為若しくは第二号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は当該預託等取引業者に対する、二年内の期間を定めて、預託等取引について勧誘を行い若しくは当該勧誘を勧誘者に行わせることを停止し、又は当該預託等取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、その他顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項本文の規定に違反する行為

3 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしら第六条までの規定に違反する行為

5 第九条第一項の規定に違反して、同項の確認を受けないで勧誘等をする行為

6 第十四条第一項の規定に違反して、第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

7 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

8 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

9 第九条第一項若しくは第二項又は第四条か

いとて売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為

更新される新預託法第三条第三項及び第四項の規定
ト等取引契約について適用し、施行日前に締結
され、又は更新された第二条の規定による改正
前の特定商品等の預託等取引契約に関する法律
(以下「この条において「旧預託法」という。) 第
二条第一項第一号に規定する特定商品又は同項
第二号に規定する施設利用権の同項に規定する
預託等取引契約については、なお従前の例によ
る。

3 新々預託法第三条第三項及び第四項の規定
は、第三号施行日以後に締結され、又は更新さ
れる新々預託法第二条第四項に規定する預託等
取引契約について適用する。

4 新預託法第四条第二項の規定は、施行日以後
に規定する同項に規定する行為について適用し、施行
日前にいた旧預託法第五条第一号に規定する
行為については、なお従前の例による。

5 新預託法第七条の規定は、施行日以後に締結
され、又は更新される新預託法第二条第四項に
規定する預託等取引契約について適用し、施行
日前に締結され、又は更新された旧預託法第二
条第一項に規定する預託等取引契約について
は、なお従前の例による。

6 新預託法第十九条第一項、第二十条第一項若
しくは第二項又は第二十一条第一項から第三項
までの規定は、新預託法第二条第二項に規定す
る預託等取引業者が施行日以後に規定する新預託法
第十九条第一項各号に掲げる行為又は新預託法
第二条第三項に規定する勧誘者が施行日以後に
する新預託法第四条若しくは第五条の規定に違反
する行為又は旧預託法第十九条第一項第二
号に掲げる行為について適用し、旧預託法第
二条第二項に規定する預託等取引業者が施行日
前にした旧預託法第三条から第六条までの規定
に違反する行為又は旧預託法第二条第三項に規
定する勧誘者が施行日前にした旧預託法第四条
第一項若しくは第五条の規定に違反する行為に
つては、なお従前の例による。

7 施行日から第三号施行日の前日までの間にお
ける新預託法第二十八条の規定の適用については、
は、同条中「第一項、第三条第三項」とあるの
は、「第二項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 前二条の規定によりなお従前の例による
こととされる場合における施行日以後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第五条 (政令への委任) 前二条に

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(第1項)

第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後二年を経過した場合において、同号規定に依り掲げる改正規定による改正後の規定による

施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2
政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。二二、二二の各号に掲げる規定によつて

当該各号に定める日から施行する。

詔法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百一十五条の規定

(政令への委任)
第一百一十五条 この附則に定めるもののほか、こ

の法律の施行に關し必要な経過措置は政令で定める。

(施行期日) 号抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和五年六月一六日法律第六三

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二、第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第一号